

各 位

上場会社名 モジュール株式会社
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)
本社所在地 東京都千代田区九段南三丁目 2 番 7 号
代表者 代表取締役 松村 明
問合せ先 ストラテジック・オペレーション・サービス
マネージャー 本間 浩一
電話番号 (03) 3556-2461 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 29 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 8 月 26 日開催予定の第 10 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営効率の向上と経費節減を図るため、現行定款第 3 条の本店所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり、変更を行うものであります。

決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社はいわゆる株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 7 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除を行うものであります。また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成し、備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

- (3) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 8 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 8 月 26 日

別紙

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(基準日) 第10条 当社は、毎年5月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第11条～第28条 (略)</p> <p>(剰余金の配当) 第29条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第30条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 (削除)</p> <p>(株式取扱規程) 第7条 当社の株式に関する手続きは、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第9条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第10条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第28条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第3条の規定変更は、平成21年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は、本店移転の効力発生日の経過をもって削るものとする。</u></p>